"for investors, with investors"

サステナブルファイナンスの推進等について

証券取引等監視委員会
事務局長　油布　志行

令和4年6月20日
一般社団法人 日本投資顧問業協会　講演資料

目次

第１　証券取引等監視委員会の活動状況について・・・・・・・・・・・・・・・・　２

証券取引等監視委員会の組織と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

令和3年度の活動概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

金商業者等に対する証券モニタリング　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２　サステナブルファイナンスの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

サステナブルファイナンスの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

Ⅰ　ESG投資情報の集約・可視化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

Ⅱ　ESG市場の透明性・信頼性向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

Ⅲ　企業による取組みの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

Ⅳ　金融機関と企業の対話促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

第１　証券取引等監視委員会の活動状況について

第1 証券取引等監視委員会の組織と目的

- 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）
- 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）
- 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
  - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
  - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
  - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
  - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施　等

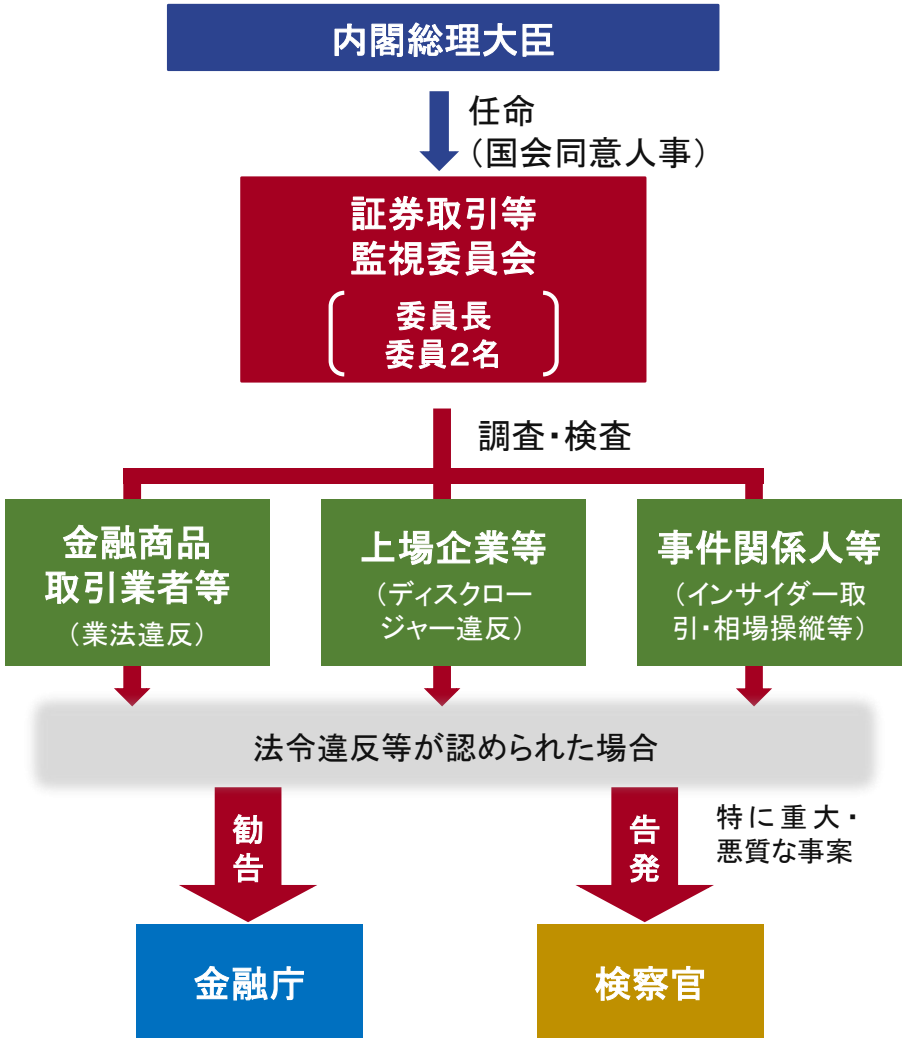

第1 令和3年度の活動概要

- 潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視
- 金融商品取引業者に対するリスクアセスメントを踏まえた検査
- 課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査と、重大・悪質事案に対する厳正な対処
- 根本原因の把握と、再発防止・未然防止のための対話・情報発信

取引審査の実施件数※

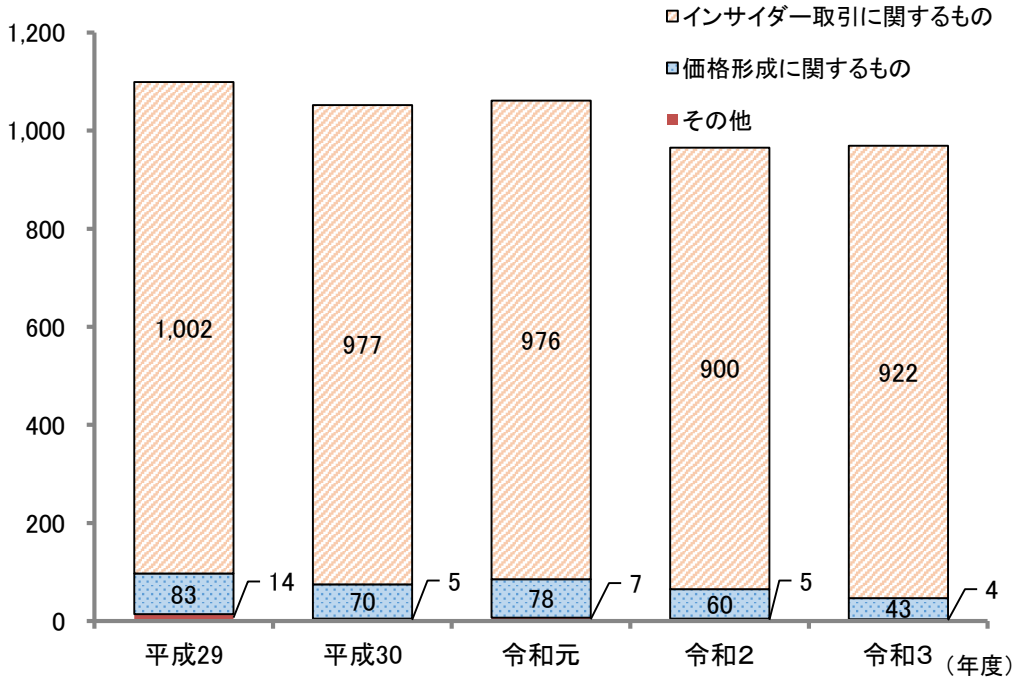

※ 証券会社や金融商品取引所等から入手した注文データ等を分析し、不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

勧告・告発件数

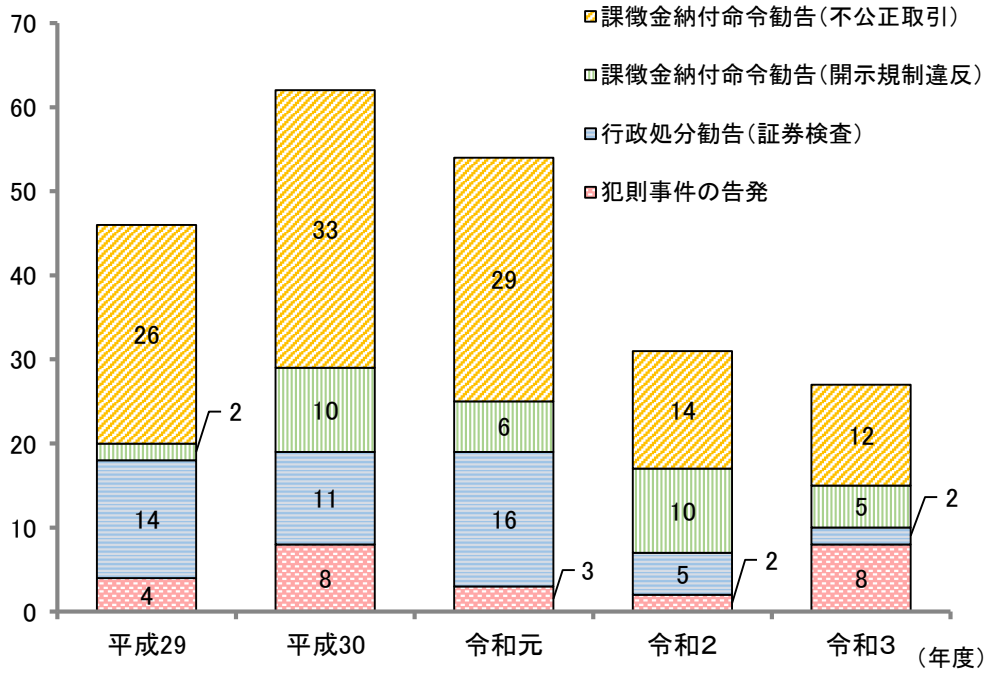

第1 金商業者等に対する証券モニタリング

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
  - 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じた検査を実施
  - 46件着手、2件の行政処分勧告
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
  - 「留意すべき事項（問題は顕在化していないものの改善が必要な事項）」を検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

主な勧告事案（証券検査）

業態	勧告日	概要
投資運用業	R4.1.21	【善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていない状況】 • 当社は、投資一任契約の締結前後を通じて商品特性に応じた調査を十分に行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていないほか、顧客資産に重大な影響を与える可能性がある事象の発生を把握した場合においても、自ら投資判断を行っていなかった。 【善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っておらず、忠実に投資運用業を行っていない状況】 • 当社は、公募投資信託の設定前調査等に不備があり、運用対象投信の運用方針を把握しないまま長期にわたり運用を継続していたほか、把握後も、適時に運用の見直しを検討するなど適切な投資判断を行っていなかった。 • また、受益者等への情報提供に関し、受益者公平性の観点から問題のある対応を行っていた。
投資助言・代理業	R4.3.25	【無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況】 • 当社は、第一種金融商品取引業の登録（金融商品取引法第31条第4項に基づく変更登録）を受けることなく、顧客に対し、外国投資証券の取得勧誘を行っていた。 【無登録業者に対する名義貸し】 • 当社は、投資判断者として届け出ている無登録業者2名について、実際には、雇用契約を締結しておらず、指揮監督も行っていないにもかかわらず、当社の名義をもって投資助言業務を行わせていた。

第２　サステナブルファイナンスの推進について

第2

サステナブルファイナンスの推進

- ◆ 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした**社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）**の重要性が高まっている。
- ◆ 特に脱炭素については、世界全体で**設備投資や技術開発に官民合わせて巨額の資金が必要**（※）とされており、**企業の取組みを支える民間金融の機能発揮**が欠かせない。

（※）国際エネルギー機関(ＩＥＡ)は、２０５０年脱炭素の実現には、世界全体で、現在年間１兆ドルの投資を２０３０年までに４兆ドルに増やすことが必要と試算している。

- ◆ わが国でも、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け、経済社会の脱炭素が加速する中で、**日本企業の取組みや強みが適切に評価され、内外の投資資金が円滑に供給されるための環境整備**が重要。

世界と日本のＥＳＧ投資資金

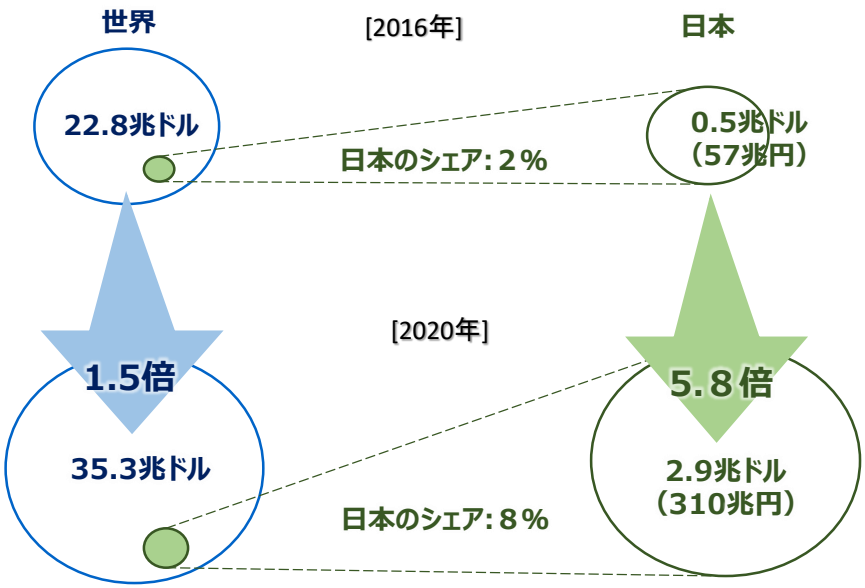

(出所) 世界のESG投資額の統計を集計している国際団体であるGSIAの報告書より作成

国内企業等によるグリーンボンドの発行実績

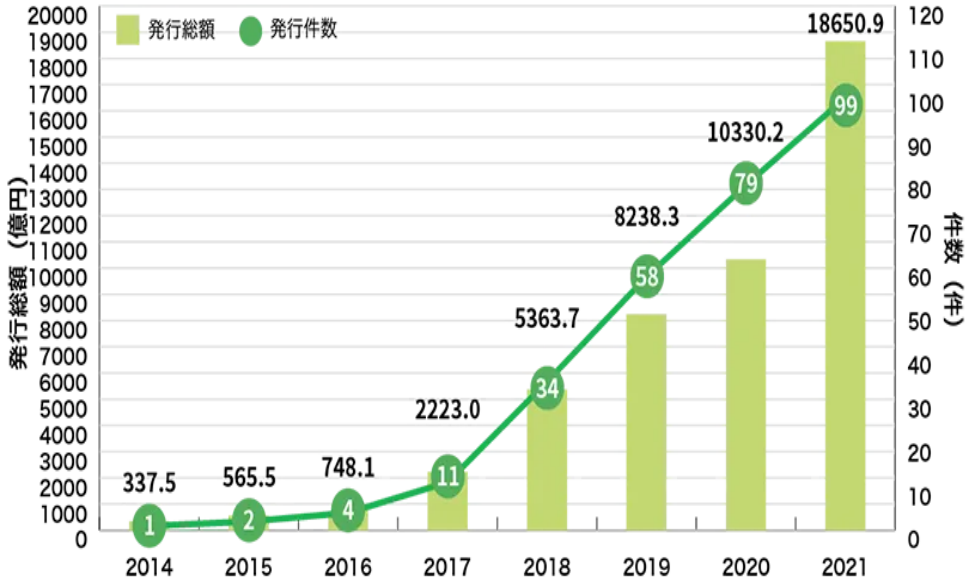

グリーンボンド：太陽光や風力発電など、「グリーン」とされるプロジェクトへの資金を調達するために発行される債券

第2

サステナブルファイナンスの推進

- 気候変動等の社会的課題の解決に資する金融（サステナブルファイナンス）の取組みを進め、**日本企業の強みが適切に評価**され、内外の投資資金が円滑に供給される環境を整備する。
- 昨年１月、金融庁に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置。本年6月にも報告書を取り纏める予定。

１．ESG投資情報の集約・可視化

- ESGに関する投資や資金調達を後押しするため、ESG投資情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPXが立上げ　〔今夏目途〕

３．企業による取組みの推進

- 気候変動対応等に関する開示の充実に向けた方策（記載欄の設定）をとりまとめ　〔６月13日公表〕
- ソーシャルボンドの発行を促進するため、社会的効果を測定する「指標集」案を公表　〔5月30日パブコメ開始〕

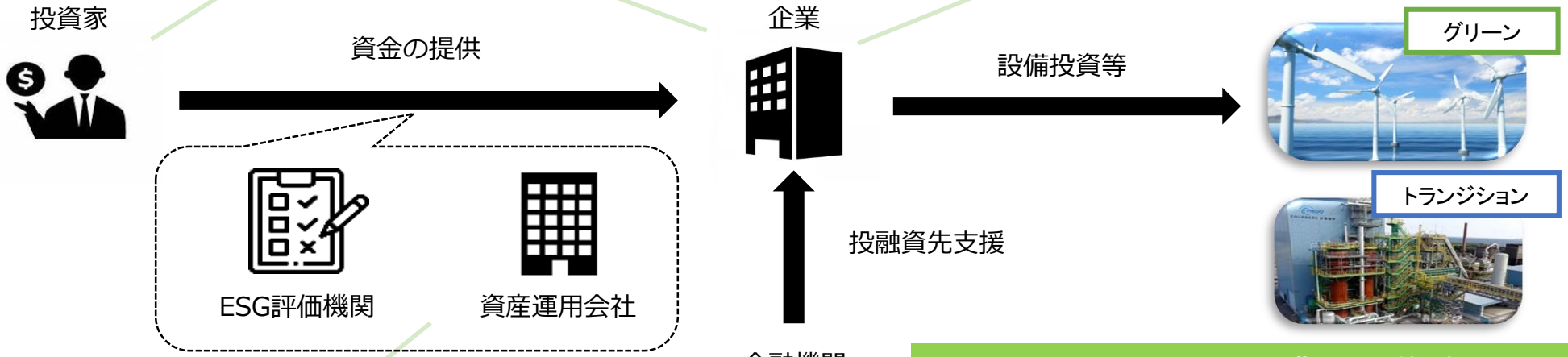

２．ESG市場の透明性・信頼性向上

- ESG評価機関について、評価の透明性・公平性を確保するため、「ESG評価機関の行動規範」を策定　〔今夏〕
- 環境配慮をうたいながら実際は事実と異なるESG関連投資信託に関して、資産運用会社に対する監督上の目線を公表　〔５月27日公表〕

４．金融機関と企業の対話促進

- 「金融機関向けのガイダンス」案を公表し、企業の気候変動対応の支援を促進　〔４月〕
- 「GXリーグ」と連携し、金融・産業の対話を促進

（注）GXリーグ：脱炭素に挑戦する企業が、カーボンクレジット市場の整備も視野に官・学・金と協働する場として、経産省が設立予定。３月末まで賛同企業を募集し、440社が賛同。

各論

Ⅰ　ESG投資情報の集約・可視化

Ⅱ　ESG市場の透明性・信頼性向上

Ⅲ　企業による取組みの推進

Ⅳ　金融機関と企業の対話促進

第２ Ⅰ JPX「サステナブルファイナンス環境整備検討会」中間報告書（概要）

○　JPX（日本取引所グループ）において、昨年１０月より「サステナブルファイナンス環境整備検討会」を開き、本年1月、以下のとおり「中間報告書」を取りまとめ。

１．基本的視点

ESG投資については、ESG等の非財務情報やこれを読み解くための専門的な知見が重要。こうした情報や知見を集約して投資者・企業等の市場関係者全体に幅広く展開する機能を整備することが、ESG投資市場の健全な発展に不可欠

２．具体的な施策のあり方

情報一元化

- まずは**公募ESG債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業の経営・ESG戦略、外部評価取得状況等を一元的に集約し、「情報プラットフォーム」として年央目途に構築**していく。また、債券発行情報等に限らない、ESG投資の裾野拡大に資する教育コンテンツも同プラットフォーム上で整備していく。

ESG適格性

- 「グリーン」、「トランジション」等の**望ましい基準を関係者間で共有し、こうした基準に基づいていることを客観的に確認・認証する枠組み**は、投資者・発行者が安心して市場参加出来るなどの意義がある。**発行情報を「プラットフォーム」に集約し市場規律を通じた質の向上**等を促しつつ、**認証の枠組みについても、実績の集積とともに整備**していく。

将来ビジョン

- プラットフォームについて、**公募ESG債に加えて、私募債や投信、株式などに拡充していくことを検討**していく。
- **企業のESG関連データをプラットフォーム等を通じて広く集約**し、市場関係者に提供する機能を目指す。

JPX検討会は定期・継続的に開催して、取組みの進捗状況等を把握しつつ、**情報一元化や認証枠組み等について、金融庁有識者会議とも連携し、引き続き検討**を行う。

各論

Ⅰ　ESG投資情報の集約・可視化

Ⅱ　ESG市場の透明性・信頼性向上

Ⅲ　企業による取組みの推進

Ⅳ　金融機関と企業の対話促進

第2 Ⅱ ESG評価・データ提供機関について

- サステナブルファイナンスの拡大を背景に、企業と投資家の橋渡し役を担う**ESG評価・データ提供機関**の重要性が増大。インベストメントチェーン全体として**ESGに係る評価やデータが信頼ある形で利用されるエコシステムを構築していく必要**。
- 評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保等、**ESG評価・データ提供機関に期待される行動規範等を検討**するとともに、評価機関のデータを利用する投資家や、評価の対象となる企業が有機的に連携するよう、ESG評価・データ提供に関して**企業と投資家が果たすべき役割も含めて議論を行っていく**。

	企業	ESG評価・データ提供機関	投資家
有識者等から指摘されている論点	•評価機関を含む関係者が利用し易い情報提供のあり方等	•評価機関により異なる評価手法等についての、透明性や公平性の確保 •評価対象企業との間での利益相反を防止するための、ガバナンスや中立性の確保 •評価に係る専門知見や人材育成、企業との対話の在り方	•ESG投資の方針や、ESG評価やデータの利用方法の明確化 •ESG評価機関等との対話のあり方

本年2月、**金融庁に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置**し、議論を実施

（今夏に、「ESG評価機関の行動規範」を策定）

第２ Ⅱ 国内外におけるESG関連投信信託を巡る議論

- 国内外におけるESG／サステナブル投資は増加傾向。一方で、こうした投資・投資商品に関する資産運用会社等の実務は、投資家の誤解を招いているのではないかとの懸念（グリーンウォッシュ）も指摘されている。
- 投資家保護、ひいては市場の信認確保の観点から、資産運用会社等には適切な実務的対応が求められる。

ESG／サステナブル投資の拡大

- ✓ **ESG関連資産へのサステナブル投資の増加傾向**は、コロナを契機に加速化しており、特に欧州で顕著。
- ✓ 世界的な投資規模として、2025年までに、53兆ドル（全投資金額の約３分の１）を超える見込み。
- ✓ 国内においても、ESG関連投資信託の新規設定本数は増加傾向。

グリーンウォッシュへの懸念

- ✓ 投資戦略等を特段変更することなく、サステナブル関連の投資商品として、**誤解を招く形で提供しているのではないか**。
- ✓ **投資家の期待につながらず、ひいては市場の信認低下を招くおそれ**。

金融庁において、各資産運用会社におけるESG関連投資信託の取組状況を調査の上、ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待を公表。　〔５月27日公表「資産運用業高度化プログレスレポート2022」参照〕

日本におけるESG関連投資信託の新規設定本数の推移

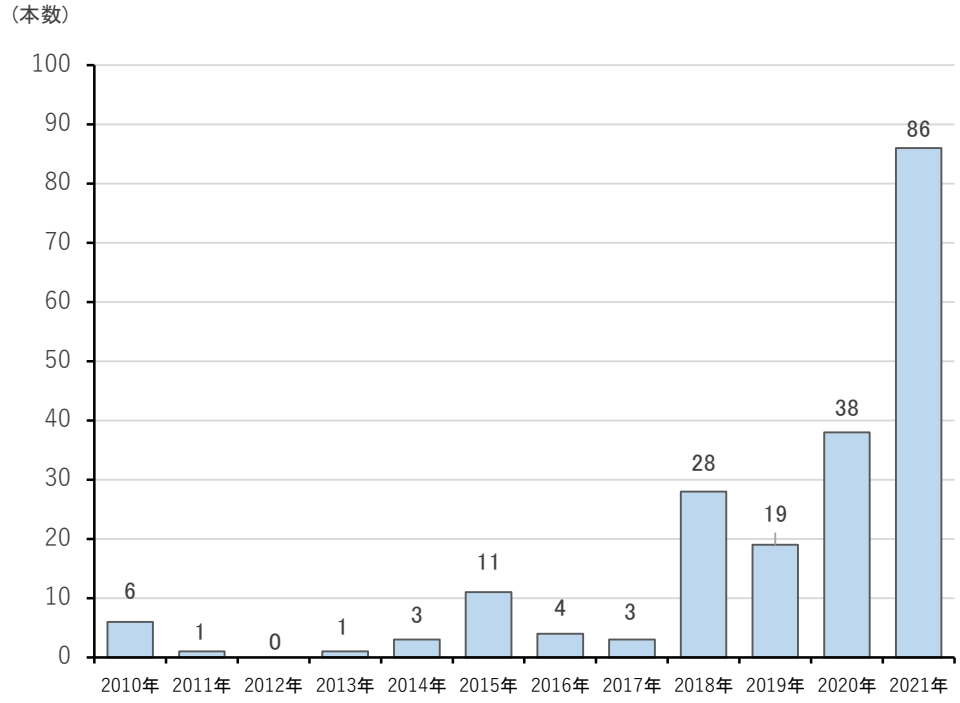

（注）2021年12月末時点の国内公募投信が対象。
運用方針で「ESG・インパクト投資・SDGs・SRI・CSR・環境・企業統治・女性活躍・人材」に着目した運用を行うと明記している公募投資信託を便宜的に「ESG関連ファンド」とした。

（資料）QUICKデータをもとに金融庁作成

第２ Ⅱ ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待

資産運用会社において、提供するESG投信の特徴や運用プロセスの説明として「ESG要素を考慮している」等の記載を行っている場合は、以下の各項目において述べる事項に留意し、取組みの改善・向上を図ることが期待される。

１．総論

- 運用プロセス・アプローチの一層の強化を継続的に図るとともに、顧客が投資判断を適切に行えるよう、運用プロセスの実態に即して一貫性のある形で、明確な説明や開示を行うべきである。
  - ✓ 専門性を有する人材の確保を含めた必要な組織体制を構築しつつ、自社の提供するESG投信で企業価値に影響を与えるESG要素をどのように特定・評価しているのか、ポートフォリオの決定にどのように活用しているのか、ESG関連の事業機会の向上と事業リスクの低減に向けたエンゲージメント・議決権行使をどのように行っているのか等について、明確に説明できるよう、運用プロセスの高度化や開示の充実に取り組むべきである。
  - ✓ 企業分析の一要素としてESG要素を考慮するにとどまる場合は、目論見書等において、殊更ESGやサステナビリティ等を強調することにより、 ESGを主たる特徴とする投資信託（例えば、ESG要素を超過収益の源泉と位置付けてESG評価の高い銘柄を選定する投資信託や、環境や社会的効果の創出を目的とする投資信託等）であるかのような誤解を投資家に与えないようにすべきである。

２．組織体制

- サステナビリティ推進体制の強化やESG投資手法の高度化などを所掌する部署の設置やESG専門人材の確保等、ESG投資を実施するための実効的な体制整備を進めるべきである。

３．ESGインテグレーション

- ESGアナリストや運用チームが、個別企業に関するESG評価の内容や理由を正確に共有し、適切な企業価値の推計や企業に対するエンゲージメントを行えるよう、ファンドマネージャーの属人的な判断のみに委ねず、組織としての一貫性や継続性が確保された体系的な対応も進めていくべきである。
  - ✓ ESGの考慮に当たっては、投資先企業における重要なESG要素の特定を目指しつつ、自社ESGスコアを活用した評価枠組みの構築・高度化を進めるなど、企業価値に影響を与える潜在的な事業機会・リスクを効果的に分析・把握するための枠組みを整備するべきである。

４．ESG評価・データ提供機関

- より深度ある企業調査・分析を行うため、ESG評価や個別データの正確性や質を確保する観点から、ESG評価・データ提供機関に対する適切な検証を行うべきである。
  - ✓ ESG評価・データ提供機関の組織体制（スタッフ数、経験、顧客ニーズに応じた情報提供能力、法令遵守体制）、調査対象企業の範囲、評価手法の透明性や質などを、同業他社とも比較しながら検証するべきである。また、検証に当たっては、ESG評価・データ提供機関に対して質問や改善点の指摘を行うなど、議論を通じて積極的に品質管理を行うべきである。
  - ✓ 自社のESGに関する取組みを情報発信（サステナビリティレポート等の活用）する中で、投資先企業との建設的な対話に資するよう、ESG評価・データ提供機関の利用状況や検証状況について説明・開示すべきである。

出所：2022年５月27日公表「資産運用業高度化プログレスレポート2022」

ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待

５．スチュワードシップ活動

- 投資戦略に応じて、積極的なスチュワードシップ活動を行い、銘柄選定時に特定したESG関連の事業機会の向上・事業リスクの低減により、企業価値の向上を図るべきである。
  - ✓ 気候変動を自社の取り組むESG課題として位置付けている場合においては、温室効果ガス多排出産業を中心に脱炭素化への移行（トランジション）を促す観点から、より積極的かつ継続的なエンゲージメント・議決権行使に取り組むことが期待される。

６．開示

- 顧客が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、他の商品と比較するなどして適切な投資判断を行えるよう、運用プロセスの実態に即して一貫性のある形で、適切な情報提供や開示を積極的に進めるべきである。
  - ✓ サステナビリティレポートや責任投資レポート等の策定により、ESGに対する基本的な考え方、ESGインテグレーション、エンゲージメント方針・具体的な事例等について説明するなど、自社としての方針・取組事例に関する開示の充実を図るべきである。
  - ✓ ESG投信の特徴や運用プロセスについて、目論見書における開示の充実を図るべきである。
  - ✓ 目論見書において記載している運用プロセスに基づきESGを考慮した投資銘柄選定を行った結果、「投資先の企業価値を、ESG要素を踏まえて、現状どのように評価しているか」、「投資銘柄のESG要素を踏まえた企業価値向上に向けて、どのようなエンゲージメントや議決権行使を行っているか、及び、今後の方針」等について、顧客に対して丁寧に説明できるよう、運用報告書や月報はもとより、それ以外の媒体の活用も含めて、開示の充実に向けた取組みを進めるべきである。
  - ✓ とりわけ、投資信託に「ESG」「SDGs」「インパクト」等の名称をつける場合には、顧客がその名称の趣旨を誤認することのないよう、その商品が当該名称の示唆する特性をどのように満たしているかを、一層明確に説明・開示するべきである。

７．外部委託

- 受託者責任を果たす観点から、外部委託先に対する適切な管理を行い、顧客に対して、商品特性に応じた正確な情報提供を行うべきである。
  - ✓ 外部委託等（ファンド・オブ・ファンズ形式、投資助言の場合も含む）を活用する場合であっても、自社運用と同様に外部委託先の運用体制、運用財産の運用戦略（運用方法や管理方法）、運用実績等について、適切な頻度と深度で確認・把握するべきである。
  - ✓ 適切な外部委託先管理を行うための体制を整備するべきである。

出所：2022年５月27日公表「資産運用業高度化プログレスレポート2022」

各論

Ⅰ　ESG投資情報の集約・可視化

Ⅱ　ESG市場の透明性・信頼性向上

Ⅲ　企業による取組みの推進

Ⅳ　金融機関と企業の対話促進

第2 Ⅲ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ

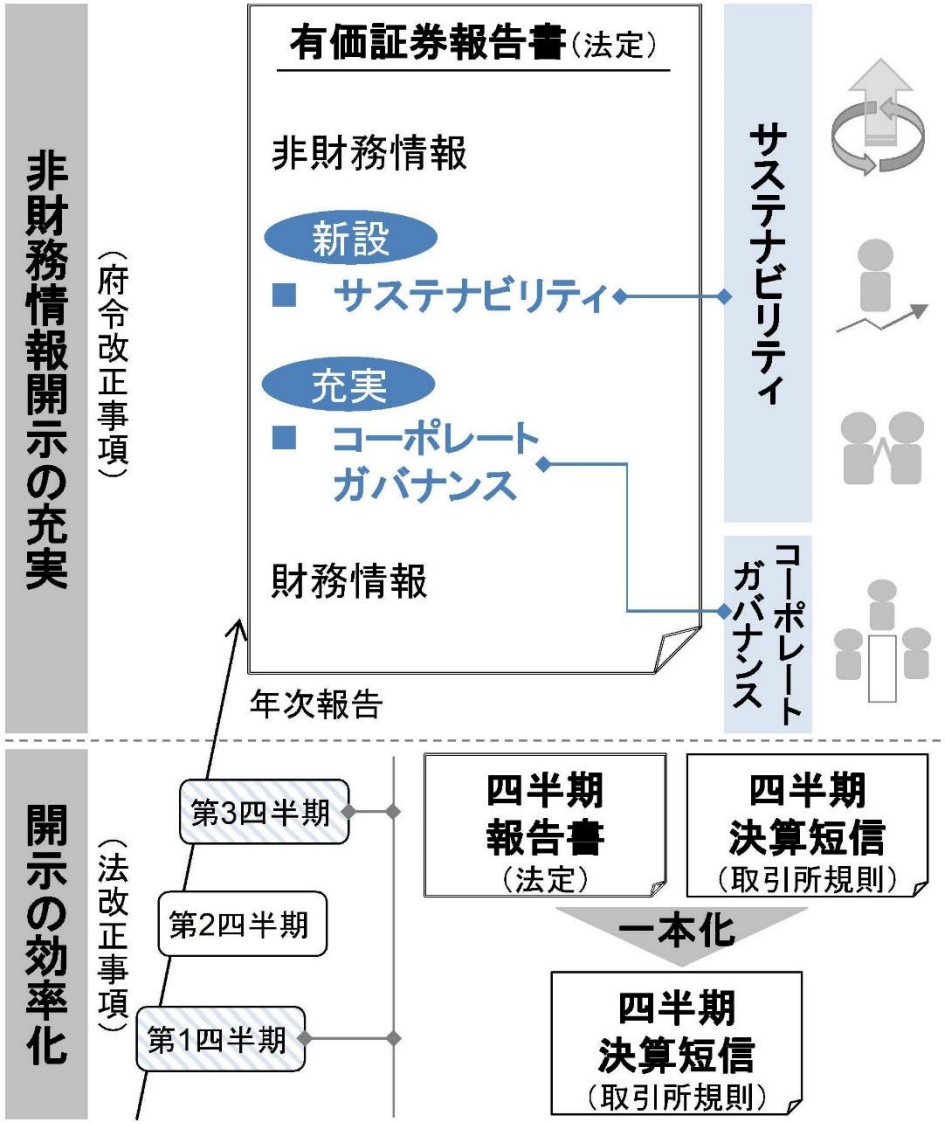

全般

■ サステナビリティ情報の『記載欄』を新設
- 「ガバナンス」と「リスク管理」は、全ての企業が開示
- 「戦略」と「指標と目標」は、各企業が重要性を判断して開示

人的資本

■ 「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を記載項目に追加

多様性

■ 「男女間賃金格差」、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」を記載項目に追加

取締役会の機能発揮

■ 「取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況」の『記載欄』を追加

四半期開示の見直し

■ 金融商品取引法の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」

■ 「一本化」の具体化に向けた課題（義務付けのあり方、開示内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビュー等）は、検討を継続

（注）上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

第2 Ⅲ サステナビリティ開示基準の国際的な動向と日本からの働きかけ

- 2021年11月3日、国際会計基準財団（IFRS財団）は、「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」の設置を公表。IFRS財団の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京の拠点継続が決定。
- IFRS財団は、サステナビリティ開示基準について、プロトタイプを公表済み（2021年11月3日）。本年3月31日に気候変動開示基準の意見募集を実施（コメント期限7月29日）し、年内にも最終化。その後、他のサステナビリティの開示基準を検討。日本からは、「サステナビリティ基準委員会」が国内の意見をまとめ、意見発信。

国際的な動向

IFRS

評議員会

国際会計基準審議会（IASB）

新設（2021年11月3日設置公表）
国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

拠点

メンバー

議長	副議長
エマニュエル・ファベール氏（仏）（元ダノンCEO）	スー・ロイド氏（ニュージーランド）（現IASB副議長）

※他のメンバー（最大12名）は、現在選定中

意見発信

日本からの働きかけ

金融担当大臣書簡（2021年11月26日）
評議員会議長と副大臣の面会
- 官民での人材面・資金面での貢献
- 東京の拠点活用

経団連提言（2021年11月16日）
- 基準開発への積極的貢献
- 我が国の意見の積極的な国際発信

財務会計基準機構
（※国内の会計基準開発等を行う公益財団法人）

新設（2021年12月設置公表）
サステナビリティ基準委員会

企業会計基準委員会

第２ Ⅲ ソーシャルボンドについて

- 世界的にソーシャルボンドに対する注目が高まってきているところ、我が国でもソーシャルボンドの発行は大きく拡大。一方、発行体別の発行額を見ると、公的セクターによる発行が多くを占め、一般の民間企業による発行はまだ始まったばかり。
- 経済界等から、我が国の状況に即したガイドライン（実務指針）の策定を望む声があったことから、昨年10月にソーシャルボンドガイドラインを策定。また、ソーシャルボンドの社会的効果の測定・評価が課題となる中、関係府省庁と連携し、指標集の作成を検討。　〔５月30日～6月29日パブリックコメント中〕

ソーシャルボンドガイドライン

- ✓ **経済界等から、我が国の状況に即したガイドライン（実務指針）の策定を望む声があったことから、昨年10月に策定。**
- ✓ ソーシャルボンドに求められる４つの「核となる要素」と「重要な推奨項目」を規定。
- ✓ 国際基準との整合性に配慮しつつ、我が国の状況に即したソーシャルプロジェクトの例等も記載。

社会的効果に係る指標集

- ✓ ガイドラインでは、ソーシャルボンドの発行体は社会的な効果等を開示することを規定。
- ✓ 社会的な効果を測定・評価するための指標については、国内においても開示事例の十分な蓄積がなく、参照できるような資料が無い。
- ✓ **関係府省庁と連携し、指標等の例示文書（指標集）の作成を検討。5月、指標集（案）を公表。**

国内におけるソーシャルボンドの発行実績

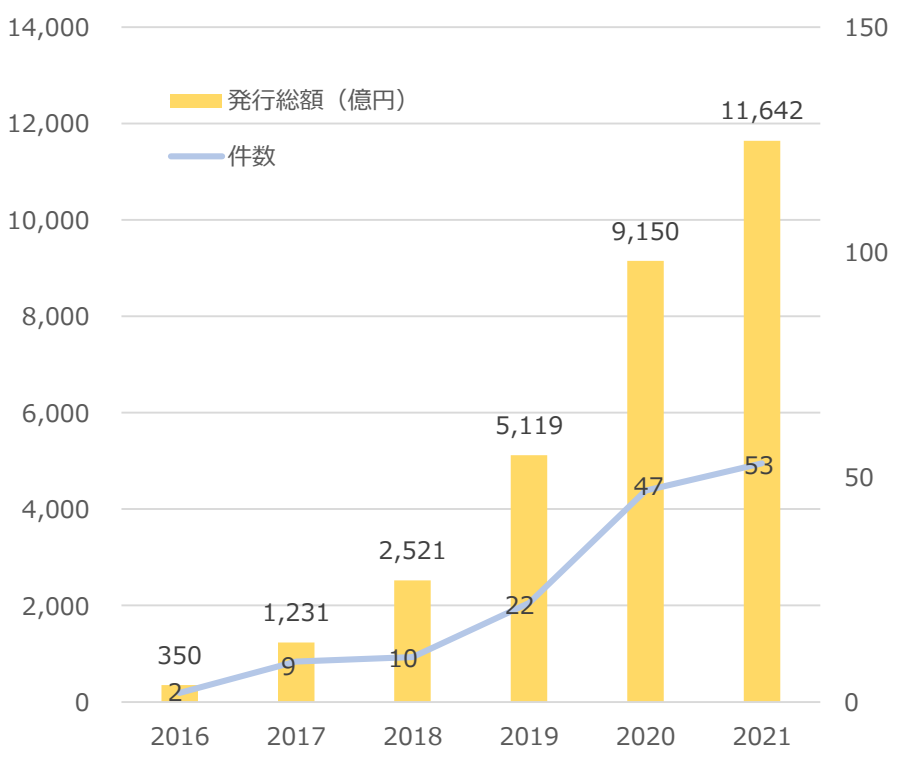

（出所）日本証券業協会「SDGs債の発行状況」より金融庁作成（2016年１月～2021年12月の国内での公募による起債を集計）

各論

Ⅰ　ESG投資情報の集約・可視化

Ⅱ　ESG市場の透明性・信頼性向上

Ⅲ　企業による取組みの推進

Ⅳ　金融機関と企業の対話促進

第2 Ⅳ 金融機関向けのガイダンス

- 世界で脱炭素化の動きが加速する中で、金融機関の果たす役割が重要になっている。
- 金融庁において、①金融庁と金融機関の対話の基本的な着眼点や、②顧客企業の支援についての参考事例等を盛り込んだ、**金融機関における投融資先支援や気候変動リスクの管理に関する「金融機関向けのガイダンス」案**を４月25日に公表。

〔4月25日～5月26日パブリックコメント〕

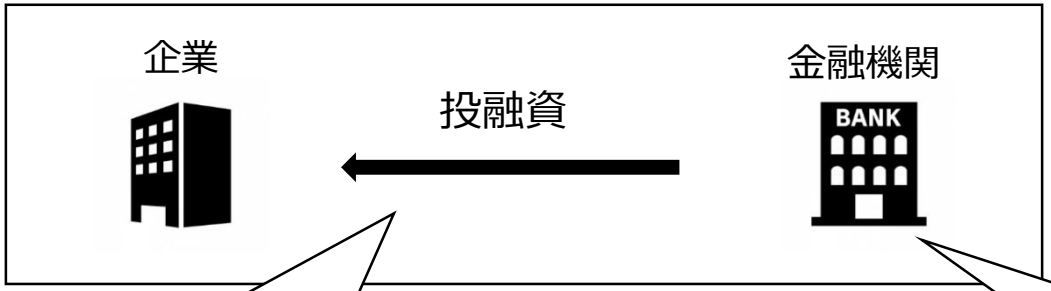

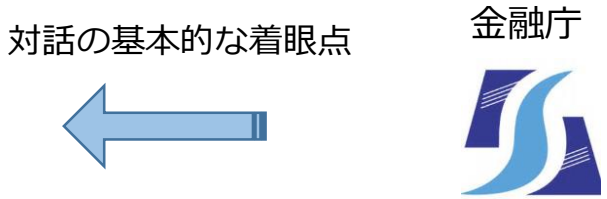

投融資先の気候変動対応支援

積極的な対話を通じて、企業の気候変動対応を支えるとともに、新たなビジネス機会の創出に貢献

これを通じて、**地域社会を含むわが国経済・社会の持続可能性に貢献**するとともに、金融機関としても、変化に強靭な事業基盤を構築

金融機関の気候変動リスク管理

- **気候変動対応に係る戦略の策定**、態勢整備
- 気候変動に関連する機会及びリスクの認識・評価
- 気候変動リスクへの対応　等

気候変動に対して強靭性のある**金融機関自身のビジネスモデルの構築**

第2 Ⅳ （参考）金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）のポイント

- 金融庁の検査・監督基本方針（平成30年6月29日公表）を踏まえ、分野別の考え方と進め方として、**金融機関の気候変動への対応についての金融庁の基本的な考え方**を整理し、意見募集に付すもの。
- 本ガイダンスでは、顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する**金融庁と金融機関との対話の着眼点**や金融機関による**顧客企業の気候変動対応の支援の進め方**などを示している。
- 各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた**金融庁と金融機関の対話の材料**であり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではない。

気候変動対応に係る考え方・対話の着眼点

基本的な考え方

気候変動に関連する様々な環境変化に企業が直面する中、金融機関において、顧客企業の**気候変動対応を支援**することで、変化に強靭な事業基盤を構築し、**自身の持続可能な経営**につなげることが重要。

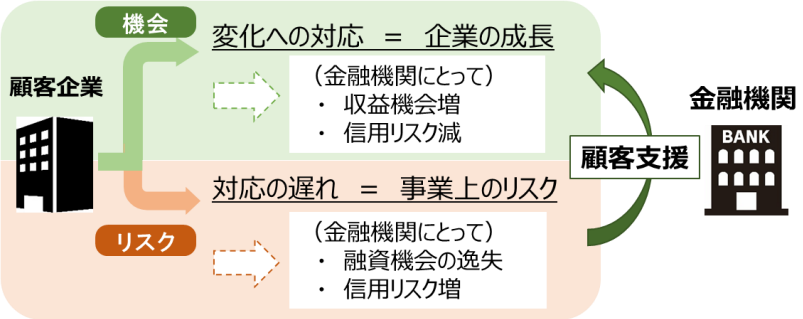

金融機関の態勢整備

- 気候変動対応に係る**戦略の策定・ガバナンスの構築**
- 気候変動が顧客企業や自らの経営にもたらす**機会及びリスクのフォワードルッキングな認識・評価**
- トランジションを含む**顧客企業の気候変動対応の支援**
- 気候変動に関連する**リスクへの対応**
- 開示等を通じた**ステークホルダーへの情報の提供**　等

金融機関による顧客企業の支援の進め方・参考事例

金融機関においては、気候変動に関する知見を高め、気候変動がもたらす技術や産業、自然環境の変化等が顧客企業へ与える影響を把握し、顧客企業の状況やニーズを踏まえ、例えば以下のような観点で支援を行うことが考えられる。

コンサルティングやソリューションの提供

（例）
- 顧客企業の温室効果ガス排出量の「見える化」の支援
- エネルギーの効率化技術を有する顧客企業の紹介（顧客間のマッチング）

成長資金等の提供

（例）
- 顧客企業のニーズに応じた、脱炭素化等の取組みを促す資金の提供（トランジション・ローン、グリーンローンなど）
- 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給

面的企業支援・関係者間の連携強化

（例）
- 中核メーカーの対応も踏まえた、地域の関連サプライヤー企業群全体での戦略検討等の面的支援
- 自治体や研究機関等との連携による地域全体での脱炭素化や資源活用の支援

（参考）国際的な民間イニシアティブの動き

- 2021年４月、**Glasgow Finance Alliance for Net Zero (GFANZ)** が発足。
- 参加にあたって、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局が実施する「Race to Zero（ゼロへのレース）」キャンペーンに準じて、2050年までにGHG排出実質ゼロを実現するための科学的に整合性のある目標（2030年までの中間目標及び長期目標）を設定すること等が求められている。

Glasgow Finance Alliance for Net Zero (GFANZ)

- 2021年4月設立。マーク・カーニー国連特使を議長とし、金融界が業態別にネットゼロを目標とするイニシアティブを統合し連携・拡充を図る戦略的フォーラム。

WS1：コミットメントの確立
金融セクターのネットゼロに向けたコミットメントの拡大

WS2：民間資本動員
新興市場や途上国へ民間資本の動員

WS3：セクター別パスウェイ
金融機関と主要産業との間でネットゼロ達成に向けたセクター別の経路（パスウェイ）の調整

WS4：実体経済の移行計画
ネットゼロへのコミットメントや移行計画に関する金融セクターの期待を実体経済へのガイダンスとして策定

WS5：金融機関の移行計画
金融セクターの移行計画に関するベストプラクティスを提示

WS6：ポートフォリオアラインメントの計測
ポートフォリオアラインメント測定ツールの改良に向けたガイダンスの作成

WS7：政策的行動
政府・公的部門への政策提言

※2022年４月時点の公表情報に基づく

Net Zero Banking Alliance (NZBA)

- 2021年4月設立
- 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）等が主導
- 108行、68兆ドル
(2022/4時点)

Net Zero Insurance Alliance (NZIA)

- 2021年7月設立
- UNEP FI等が主導し、AoAに参加している欧州系保険引受会社（AXAがリード）が設立
- 23社、７兆ドル
(2022/4時点)

Net-Zero Asset Managers Initiative(NZAM)

- 2020年12月設立
- 地域別投資家グループと国連責任投資原則（PRI）等が主導
- 236社、57.5兆ドル
(2022/4時点)

Net-Zero Asset Owner Alliance (AoA)

- 2019年9月設立
- UNEP FIとPRIが主導
- 71社、10.4兆ドル
(2022/4時点)

（出所）各団体ウェブサイト

（参考）トランジションファイナンス

- 脱炭素社会の実現には、省エネやエネルギー転換などの「移行」への資金供給を行う、「トランジション・ファイナンス」が重要との考えの下、ICMAの原則を踏まえ、2021年５月、金融庁・環境省・経産省は、トランジションファイナンスの資金調達者のための**「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」**を策定。
- 現在、多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための**分野別のロードマップ**を策定中（海運、航空、鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、紙パルプ、セメントについて公表済み）。

「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」

トランジション・ファイナンスの４要素

- 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス
- ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ
- 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略（目標と経路）
- 実施の透明性

第三者認証

トランジション戦略

トランジションボンド
トランジションローン

分野別ロードマップ

例：鉄鋼分野における技術ロードマップ

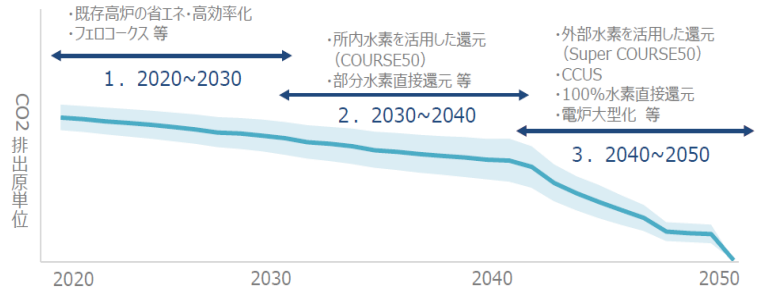

（出所）経済産業省・環境省・金融庁「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（2021年５月）
経済産業省「「トランジションファイナンス」に関する鉄鋼分野における技術ロードマップ」（2021年10月）